

前橋市景観重要建造物について

1 制度の概要

前橋市景観計画に基づき、地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定し、積極的にその保全・継承を図るものです。

2 候補選定経過

平成27年度、景観法施行規則及び景観計画に基づき評価基準を設け、文化財保護課で実施した前橋市近代和風建築物悉皆調査や群馬県近代化遺産総覧等のデータを基に、市内全域の近代建築物を総合的に再評価し、調査業者により36件の建造物を候補の上位に挙げられました。

更に都市計画課にて36件全ての現地調査を行い、特に視認性・保存状態・印象性の観点から再評価し、22件に絞り込みました。

その後、22件の建造物の所有者へヒアリングや制度説明を行い、調査の承諾を得られた14件について建造物の外観の調査や歴史の聞き取り、図面等資料作成などの詳細調査を行いました。

なお、No.14の塩原蚕種については、文化財保護課にて調査を実施しており、No.16、17総社山王地区の2件については、景観形成重点地区の取り組みを行っておりますので、その中で調査を実施しております。

3 候補選定

今後、制度設計を進め、候補建造物の所有者への意向確認を行い、同意を得られた建造物を事務局による最終候補案といたします。

その後、景観審議会において意見聴取し、景観重要建造物の指定を行いたいと考えております。